

議案第138号

北上市一般職の職員の給与条例の一部を改正する条例

北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第4条、第5条関係） 等級別基準職務表		別表第2（第4条、第5条関係） 等級別基準職務表	
職務の級	基準となるべき職務	職務の級	基準となるべき職務
[略]		[略]	
7級	部長、会計管理者、議会事務局長、参事又は職務の内容、責任の程度が同等と認められる職の職務	7級	部長、 <u>危機管理監</u> 、会計管理者、議会事務局長、参事又は職務の内容、責任の程度が同等と認められる職の職務
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

新たに設置する危機管理監について、等級別基準職務表に定めようとするものである。